

一般競争入札の実施に係る入札参加申請について

下記のとおり、一般競争入札を実施しますので、入札参加希望者は必要書類を提出してください。

令和6年4月25日

精華町長 杉 浦 正 省

記

1. 業務概要

(1) 業務件名 令和6年度 情報系事務用パソコン購入

(2) 納入場所 精華町役場

(3) 調達概要

ノートパソコン 一式 30台

(4) 調達物品の仕様等

「調達仕様書」のとおり

(5) 納期 令和6年9月27日(金)

ただし、物品の準備が出来次第、納入すること。

2. 入札参加資格要件等

ア. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ. 物品入札参加資格審査申請が提出されていること。

ウ. 本一般競争入札参加申請書(以下「入札参加申請書」という。)等の提出期限日から入札執行の日までの期間に、精華町又は、京都府の指名停止措置を受けていないこと。

エ. 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。

オ. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行っていない者であること。

カ. 本公告に示した調達物品の仕様等を満たす物品を納入できることが認められる者であること。

3. 本契約締結の要件

落札者が入札執行日から契約締結日までの期間において、精華町又は京都府の指名停止措置を受けた場合、又は落札者の不正行為等が発覚した場合については、本落札決定を取り消すものとする。

4. 入札参加申請書等の作成及び提出等

(1) 入札参加申請書等の入手方法

- ア. 交付期間 令和6年4月25日（木）から令和6年5月10日（金）まで
- イ. 交付方法 本町ホームページからダウンロード
- ウ. 入手費用 無料

(2) 入札参加申請書等の作成

別紙所定様式により入札参加希望者が作成すること。作成説明会は実施しない。

(3) 入札参加申請書等の受付

- ア. 受付日 令和5年5月8日（水）から令和6年5月10日（金）まで
（正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は午後3時まで。）
- イ. 受付場所 精華町役場 総務部 デジタル推進室
- ウ. 提出書類 一般競争入札参加申請書
令和5・6年度物品役務競争入札参加資格審査申請の受付票の写し
- エ. 提出部数 1部
- オ. その他 入札参加申請書等は持参するものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けない。

(4) 応札物品仕様書の提出

入札参加申請のあった業者のうち、入札参加資格を満たす業者へ質問回答書を令和6年5月14日（火）に送付後、令和6年5月20日（月）午後3時までに、別紙の調達仕様書に適合するものとして作成した、応札物品仕様書を提出すること。

5. 入札の方法及び入札を執行する場所、日時等

(1) 入札方法

本物品の入札参加者出席のもとで、入札書の提出により執行する。

(2) 入札日時予定

令和6年5月22日（水） 午後1時30分より

(3) 入札場所

精華町役場3階入札室

(4) 入札条件

- ア. 入札保証金 免除
- イ. 契約保証金 免除

- ウ. 最低制限価格 無
- エ. 入札及び契約等の事務取扱については、本町契約規則及び法令その他定めるところにより行う。
- オ. 入札の辞退 入札を辞退する場合は、入札開始時刻までに書面により情報政策室へ届けること。
- カ. 入札会への参加 代理人による入札は、委任状を提出すること。
入札会への入場は1業者1名とする。
- キ. 内訳書の提出 入札執行時に予定価格の制限の範囲内の最低の価格をもって入札をした落札候補者については、入札金額の積算根拠を明確にするため、「内訳書」の提出を求める。
- ク. 関係法令等の遵守 本契約の履行に際し関係法令及び契約書を遵守すること。状況により調査表の提出を求めることがある。
- ケ. 調達内容の質疑については、別紙の質問書により期限内に提出すること。

(5) 入札の無効及び失格に関する事項

- ア. 入札に参加する資格のない者。
- イ. 同一にして、同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む）をした者。
- ウ. 入札に関し、連合等の不正行為をなした者。
- エ. 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱もしくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者。
- オ. 入札関係職員の指示に従わない者等、入札場の秩序を乱した者。
- カ. その他、入札条件に違反した者。

6. その他

- (1) 入札参加申請書等の提出は、直ちに入札参加資格を有するものではない。
- (2) 入札参加申請が一社のみの場合は入札を取り止める。
- (3) 入札参加申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。
- (5) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該の入札参加資格業者としなるとともに、精華町の指名停止措置を行うことがある。
- (6) 入札参加資格の適否を確認し、入札参加資格を満たさない業者への通知は、書面にて非適合通知を送付する。

(問い合わせ先)

精華町役場 総務部 デジタル推進室
(TEL : 0774-95-1924)